

神戸市会政務活動費の交付等に関する条例

〔平成13年3月30日〕
〔条例第36号〕

改正 平14. 7.16条例14、平18. 9.25条例15、平19. 6.29条例3、平20.10.10条例13、平24. 3.30条例65、平24. 6.29条例4、平25. 2.28条例60、平28. 3.2条例24、令2. 9.30条例21

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、神戸市市会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、神戸市会（以下「市会」という。）における会派（神戸市議会基本条例（平成24年6月条例第4号）第6条の規定にかかわらず、会派に所属しない議員も会派とみなす。以下同じ。）に対し政務活動費を交付すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の責務)

第1条の2 会派は、政務活動費の使途について、証拠書類を公開することその他の方法により透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、市会における会派に対し、交付する。

(交付の額及び方法)

第3条 政務活動費として各会派に対し交付する月額は、当該会派に所属する議員の数に38万円を乗じて得た額とする。

2 所属する議員の数が5人以上の会派が当該会派に会派専属政務調査員（以下「政務調査員」という。）を配置している場合にあつては、政務調査員1人（月の途中で政務調査員が交替した場合にあつても、政務活動費の月額の算定との関係においては、これを1人とみなす。）につき月額34万円の範囲内において規則で定める額を前項の月額に加算する。ただし、当該加算の対象となる政務調査員の数は、会派に所属する議員の数に応じて規則で定める人数を超えることができないものとする。

3 前2項に規定する議員の数は、月の初日における数（当該初日に異動が生じた場合にあつては、異動後の数）とする。ただし、同日において当該会派に所属する議員に神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年10月条例第24号）第3条の2第1項に規定する一時差止処分を受けた者又は同条第3項の規定により議員報酬が支給されない者（以下「差止等対象者」という。）がいるときは、その数から差止等対象者を減じた数とする。

4 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、若しくは所属会派からの脱会若しくは除名又は市会の解散により異動が生じた場合においては、当該月分の政務活動費は、異動がなかったものとみなして交付する。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合においても、同様とする。

5 政務活動費は、毎月交付するものとし、その交付の手続については、規則で定める。

(経費の範囲)

第4条 会派は、交付を受けた政務活動費を別表第1に定める経費の範囲に従って使用するものとし、市政に関する調査研究又は要請・陳情活動の目的以外の目的に使用してはならない。

(按分による支出)

第4条の2 会派は、交付を受けた政務活動費を別表第2に定める経費に使用するとき、神戸市会政務活動費経理要綱(平成13年3月市会運営委員会決定)で定める方法により按分して支出することができる。

(経理責任者の設置)

第5条 会派は、交付を受けた政務活動費の経理を明確に行うため、経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第6条 会派の代表者は、別記様式に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下この条において「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書には、当該支出に係る領収書その他の当該支出を証する書類(次項において「領収書等」という。)の写しを添付しなければならない。

3 収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)は、前年度(会派が解散した場合にあっては、解散に係る年度)の交付に係る政務活動費について、毎年4月1日から5月20日までの間(会派が解散した場合にあっては、解散後50日以内)に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第7条 会派の代表者は、交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第4条に規定する経費の範囲に従って支出した総額を控除して残余がある場合においては、収支報告書等の提出後、速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第8条 第6条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書等は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号)第10条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

4 前2項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

(透明性の確保)

第9条 議長は、前条に定めるもののほか、第6条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を図るとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(施行細目の委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平14. 7. 16条例14）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平18. 9. 25条例15）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平19. 6. 29条例3）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市会政務調査費の交付に関する条例の規定中収支報告書等に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付を受けた政務調査費について適用し、施行日前に交付を受けた政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平20. 10. 10条例13）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の神戸市会政務調査費の交付に関する条例の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日（平成20年9月1日）から適用する。

附 則（平24. 3. 30条例65）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24. 6. 29条例4）（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平25. 2. 28条例60）（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の神戸市会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。ただし、この条例による改正後の第8条第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日以後に提出される収支報告書等から適用する。

附 則（平28. 3. 2条例24）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令2. 9. 30条例21）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第4条の2の規定は、次に掲げるものについて適用する。
 - (1) この条例の施行の日以後に会派広報・広聴印刷物納品連絡票（神戸市会政務活動費経理要綱に規定する会派広報・広聴印刷物納品連絡票をいう。以下同じ。）を議長に提出する会派広報印刷物に係る経費
 - (2) この条例の施行の日以後に支出する会派広聴事務所の借上料及び光熱水費
 - (3) この条例の施行の日以後に会派広報・広聴印刷物納品連絡票を議長に提出する会派広聴印刷物に係る経費
- 3 この条例の施行の日前に神戸市会政務活動費経理要綱に基づき按分して支出された会派広聴事務所の借上料及び光熱水費は、この条例による改正後の第4条の2の規定により按分して支出されたものとみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

項 目	内 容
調査委託費	会派が行う調査及び研究に必要な専門的事項に係る調査の委託に要する経費
管外調査費	会派が行う調査及び研究に必要な他都市等の調査に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請・陳情活動に要する経費
会議研修費	会派が行う調査及び研究に必要な会議又は研修に要する経費
資料購入費	会派が行う調査及び研究に必要な図書その他の資料の購入に要する経費
広報費	会派の調査及び研究に係る活動、議会活動等について住民に広報するために要する経費
広聴費	会派が市政、会派の政策等に関する住民からの意見及び要望を聴取するために要する経費
交通費	会派が行う調査及び研究に必要な市域内の移動に要する経費
人件費	会派が行う調査及び研究を補助する者の雇用に要する経費
その他の経費	会派が行う調査及び研究に必要な経費であつて、上記以外のもの

別表第 2（第 4 条の 2 関係）

1	別表第 1 広報費の項に規定する経費のうち会派広報印刷物（会派の調査及び研究に係る活動、議会活動等について住民に広報するために会派が発行する広報紙をいう。）に係る経費
2	別表第 1 広聴費の項に規定する経費のうち会派広聴事務所（会派が市政、会派の政策等に関する住民からの意見及び要望を聴取するための事務所をいう。）の借上料及び光熱水費
3	別表第 1 広聴費の項に規定する経費のうち会派広聴印刷物（会派が市政、会派の政策等に関する住民からの意見及び要望を聴取するために発行する広聴紙をいう。）に係る経費